

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

2016年6月21日

日本共産党

1、情報コミュニケーション法（仮称）の制定についての見解

批准された障害者権利条約第2条、第19条、第21条、総合支援法付帯決議などにもとづけば、すべての障害者の社会参加に必要な合理的配慮の一つとして情報アクセスやコミュニケーションを保障する情報・コミュニケーション法の制定は当然です。たびかさなる災害の中で、情報・コミュニケーションが保障されることの重要性、緊急性が浮き彫りになっています。

法制化の検討会を設置し、検討会での当事者比率を高めることは、障害者運動が切り開いてきた制度改革の流れをいっそうすすめるものです。当事者が2分の1以上参加する検討会を開かせ、情報・コミュニケーション法を実現させていきましょう。

2、「手話言語法（仮称）」の制定について

手話は言語の1つであり、すべての人が手話を学べる環境を保障する手話言語法の制定の実現は重要です。日本共産党は自治体の「手話」についての条例の採択、手話言語法を求める地方議会の意見書採択に賛同してきました。今後もみなさんの運動と連帯して手話言語法制定のために奮闘します。

3、身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的レベルに変更することについて

日本の身体障害の認定基準は聴覚、視覚、内部障害などどれをとっても障害福祉の対象にならない多くの「谷間」の障害者をうみだしてしまう、厳しい基準です。各自治体の独自施策をいっそうすすめていくと同時に、国としての基準をWHO並みにして、高齢難聴者も含めて、必要としているすべての人に福祉利用を保障できるよう、幅広い認定基準を求めていきます。

4、「盲ろう」という固有の障害について

盲ろう者の三重の困難をふまえて、独自の障害種別としてユニバーサルに位置付けた支援策の充実が必要です。地域生活支援事業において「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」がありますが、派遣時間やその中身は地域間格差があります。参政権保障においても、盲ろう者向けの投票所の通訳・介助員の配置などの対応が地域ごとに違います。障害者権利条約、障害者差別解消法や雇用促進法の差別解消と合理的配慮にてらし、教育、就労などあらゆる分野で盲ろう障害者の支援を充実できるように求めていきます。

5、手話通訳制度における資格について

ろうあ者ときこえる人をつなぐ、自由なコミュニケーションに欠かせない手話通訳者の

資質を担保するために、国家資格とするべきです。また、国家資格とすることで、待遇改善をおこなって、確実な身分保障をすすめます。

6、手話通訳者の身分保障について

手話通訳者の高い技術と専門性に比して、8割をこえる手話通訳者が非正規雇用にとどまっていることは、あまりにも劣悪な状況です。手話通訳者の養成を確実にこなうためにも、自治体が率先して正規職員として採用すべきです。

7、聴覚障害者福祉施策について、貴党が特に取りくみたいとされていること

障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する「情報・コミュニケーション法」を制定します。手話言語法の制定を求めます。手話通訳者の身分保障をすすめます。

アクセシブルな情報通信技術（ITC）の調達を政府に義務づけるとともに、「新技術」の開発段階からの障害者の参加保障を求めます。

参政権を保障するため手話や字幕をすべての政見放送に義務づけます。

以 上